

名家連ニュース

平成 28 年 2 月 11 日 (木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052)411-2890 NO.394号

指針導入で支給停止せず — 障害年金の地域差問題



国の障害年金の支給・不支給判定に大きな地域差がある問題で、厚生労働省は4日の専門家検討会で、是正のためのガイドライン（指針）導入後も、既に受け取っている人への支給は、更新時に状態が変わっていなければ、当面停止しない方針を明らかにした。指針の導入により地域差が改善されたかを検証し、必要に応じ3年後に見直す考えも示した。

指針は今夏から実施予定。障害者の生活能力を数値化し、その数値と年金の等級の対応表を判定の目安とする。医師団体が「適用で約7万9千人が停止や減額になる」との推計をまとめ、障害者から不安の声が出ていた。

指針は精神・知的・発達障害が対象。障害年金は身体障害などで状態が変動しない場合を除き、1～5年ごとに更新手続きが必要となる。指針は新規の申請や、更新に伴う減額・増額には適用される。

障害年金では、日本年金機構の判定にばらつきがあり、不支給とされる人の割合に都道府県間で最大約6倍の差がある。この日の検討会では、判定の目安となる対応表は原案のままとし、総合的に考慮する項目を微修正するにとどめた。
(2016年2月4日共同通信記事)

障害年金申請書8割渡さず—事務所窓口、専門職配置へ

日本年金機構は8日、各地にある年金事務所の77%が機構本部の指示に従わず、障害年金の支給申請書を希望者に渡していなかったとの調査結果を、社会保障審議会の部会に示した。障害年金は制度が複雑で、窓口で誤った説明をしてしまうこともあるため、機構は2016年度から専門職員を順次配置する方針。

調査は昨年4～6月、全国に312ある年金事務所のうち56カ所と「街角の年金相談センター」4カ所を対象に、機構の依頼を受けた社会保険労務士が身分を明かさずに訪問する「覆面調査」の形で実施した。

機構は昨年2月、申請書の交付を徹底する指示を年金事務所に出している。今回の調査結果について、機構は「申請に必要な診断書の取得にはお金がかかる。受給条件に該当しない人に申請書を渡し、その人が診断書を取ってしまうとお金が無駄になるので、きちんと調べてから渡した方が良いという意識が強い」としている。

申請書の交付を含め、障害年金に関する窓口対応計150項目を調べた結果、120項目以上が完全にできたのは20%の事務所にとどまった。

機構は来月から職員向けに窓口対応の手引を導入し、申請者には書類一式をまとめた「障害年金請求キット」を渡すようにする方針だ。
(2016年2月8日共同通信記事)



◆障害年金の申請や更新時（有期認定期間1年～5年、年金証書に記載）など年金相談は名家連事務所までお問い合わせ下さい。（TEL052-411-2890 携帯080-1623-5975）